

# RYU裁判における自衛隊論

自衛官の人権弁護団全国ネットワーク代表 弁護士 佐藤博文

第1回弁論で行った「弁論の要旨」の内容に沿って、補充的にお話させていただきます。

## 1. 本訴訟における「自衛隊論」の位置づけ

### (1) 1954年7月1日設立から70年を経た自衛隊の現在地

日本国内の英語表記 自衛隊 *Japan Self-Defense Forces*

国際的な英語表記 Japanese military force or Japanese armed force (国軍)

陸上自衛隊 Japanese Army (日本陸軍)

海上自衛隊 Japanese Navy (日本海軍)

航空自衛隊 Japanese Air Force (日本空軍)

※ 陸上自衛隊北部方面隊 ⇒ HA (hokkaido army)

### (2) 自衛隊の国際法上の地位（正規軍・兵士）の明確化

専守防衛の自衛隊は憲法第9条第2項の「戦力」に該当しないという政府の憲法解釈の欺瞞性（結果として違憲性）を明確にする

【今井雅人衆院議員の質問趣意書に対する安倍晋三内閣総理大臣の答弁書 H27.4.3。当時の安倍首相が自衛隊を「わが軍」と呼称したことについて】

「国際法上、軍隊とは、一般的に、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織」とし、自衛隊を、「我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第9条の下で許される『武力の行使』の要件に該当する場合の自衛の措置としての『武力の行使』を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」

## 2. 募集対象が自衛官に限定されている意味

### (1) 賭命義務

公務の中には、その職務を遂行するうえで生命の危殆に直面しうるものがあるが、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務がある。

警察官の職務が、犯人を確保し法の裁きを受けさせ、社会秩序を守ることにあり、正当防衛の範囲で武器の使用が認められるにすぎず、仮に凶悪犯でも殺傷してはならず、自分の命を犠牲にする義務はないことと比較すると、「賭命義務」の意味をよく理解することができる。

## (2) 賭命義務は改憲の隠された争点

### ◆【軍法会議の創設と刑事罰の抜本的引上げ（現行7年）－石破自民党幹事長（当時）】

『これは国家の独立の為だ、出動せよ』と言われた時に、いや行くと死ぬかも知れないし、行きたくないという人がいないという保証はどこにもない。だから国防軍になったらそれに従えと。それに従わなければその国にある最高刑が死刑であるなら死刑。無期懲役なら無期懲役。懲役300年なら懲役300年。そんな目に逢うなら出動しようかと。人を信じないのか、と言われるけど、やっぱり人間性の本質から目を背けちゃいけない。（東新聞2013.7.15）

### ◆【遺書の返還を求めた隊員に対する大隊長の回答書2015.1.23】

「物心両面の準備をより具体化したものであり（略）長期の任務に急きよ就くことに備え（略）あらかじめ本人の意思を整理しておくことにより、個人の即応性を向上指させるもので、「単に自己の死亡のみに準備する遺書とは全く別物」だとして本人の返還請求を拒否した。（末延隆成隊員に対する回答）

## (3) 個人主義（人権）と国家主義との相剋

### ◆ 辻村みよ子『憲法<第6版>』270頁ほか

国家の存立は人権保障の目的に仕えるものなのだから、死刑が国家による人権制約の究極であるならば、犯罪の嫌疑すらない個人に対して賭命義務を課して殺傷を命ずることなど許されるのかという疑問は当然に生まれる。

### ◆ 最高裁判決（昭和23年3月12日）

「命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い」と判示。この論旨だと、犯罪の嫌疑すらない個人に国家が「全地球」より重いことを命ずることなど出来るはずがない。

### ◆ 憲法13条の個人主義と憲法9条の平和主義は不可分一体のもの

憲法9条2項の「戦力」の不保持には、兵士が含まれ、国民は殺し・殺されたり、その危険にさらされないという意味があり、その徹底した個人尊重主義は、憲法13と不可分一体である。

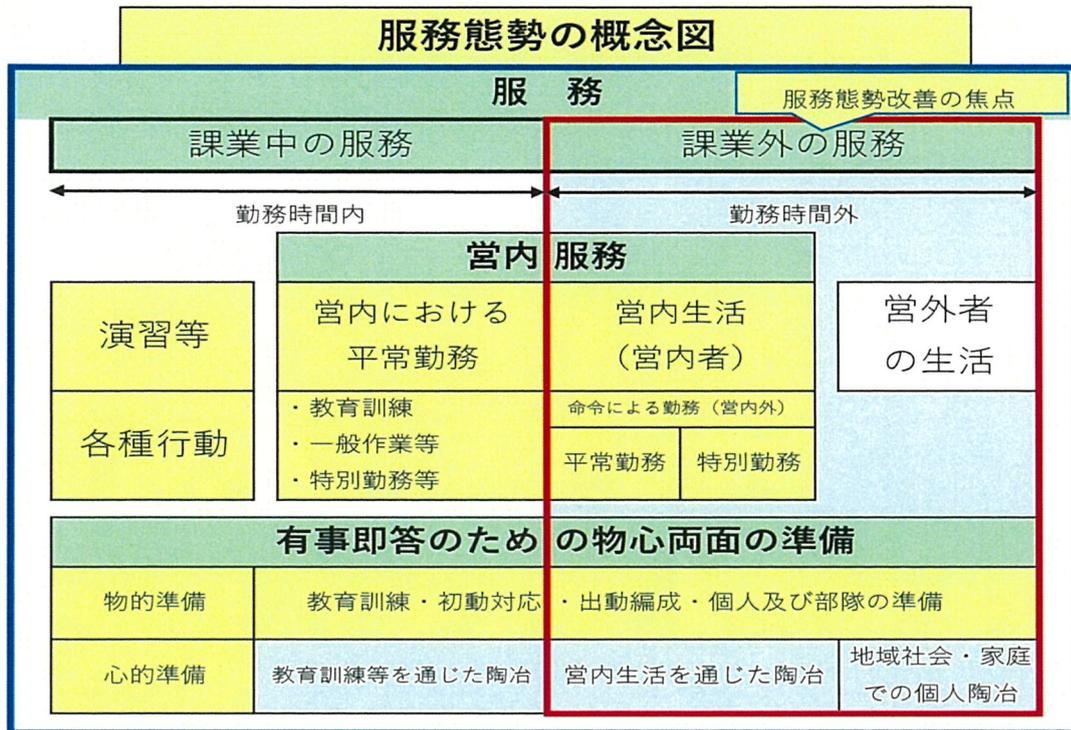
## 3. 賭命義務を遂行する兵士養成とは何か

### (1) 戦闘の規律＝軍紀

◆ 「服務ハンドブック」(幹部隊員用・服務參考資料)

教育訓練の目標は「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」ことにある。

(2) 企業や一般官庁と全く違う24時間即応の集団生活



4. 入隊者減、退職者増の深刻な危機

資料65 自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移(過去10年間)

(2023.3.31現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,500	45,293	46,994	4,367	247,154
現員	137,024	43,106	43,694	4,019	227,843
充足率(%)	91.0	95.2	93.0	92.0	92.2

区分	非任期制自衛官						任期制自衛官			
	幹部		准尉		曹		士			
定員	46,487		4,924		141,371		54,372			
現員	43,166	(2,712)	4,677	(117)	138,900	(9,866)	24,519	(3,723)	16,581	(3,448)
充足率(%)	92.9		95.0		98.3		75.6			

(注) 1 現員の( )は女子で内数  
2 定員は予算定員

5. 終わりに